

中間前金払制度について

牛久市では、公共工事の適正な施工の確保と受注企業及び下請企業の資金の円滑化を図るため、平成25年4月1日以降に建設工事請負契約を締結する案件から中間前金払制度を導入しています。

1. 中間前金払とは

- ・建設工事について、当初の前金払（現行：請負代金の4割）に追加して、請負代金の2割以内を前金払する制度。

2. 中間前金払のメリット

- ・部分払の場合は、出来形検査の実施や出来高検査に係る書類作成が必要となるが、中間前金払の認定は書面による審査のみとなるため、部分払に比べ受注者の書類作成等にかかる手間と時間が大幅に節約され、部分払と比較して受注者及び発注者双方の事務を簡素化することが可能となる。

3. 中間前金払の対象工事

- ・当初の設計金額が500万円以上の建設工事。（前金払と同条件）

4. 中間前払金を請求できる条件

- ①当初の前払金の支払いを受けていること。
 - ②工期の2分の1を経過していること。
 - ③工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている作業が行われていること。
 - ④工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。
- 以上のすべての要件を満たしていることが必要。

5. 中間前金払の認定に必要な書類及び事務の流れ

- ①受注者は「中間前金払認定申請書（様式第9号の1）」及び「工事履行報告書（様式第9号の2）」を工事発注課に提出。工事履行報告書の記入については、申請前に事前に監督職員と協議する。
- ②工事発注課は、申請があった工事案件が請求の要件を満たしているかを直ちに審査し、「中間前金払認定（非認定）通知書（様式第9号の3）」を作成し、申請があった日から原則7日以内に受注者に通知する。
- ③認定を受けた受注者は、保証事業会社の発行する「中間前払金保証書」及び「請求書」を工事発注課に提出。
- ④工事発注課は、請求があった日から14日以内に支払う。

6. 請負金額が変更（増額・減額）された場合

- ・中間前金払の割合は請負代金額の10分の2以内であり、かつ当初の前金払との合計が10分の6を超えられない。

①変更契約の内容が増額変更の場合

<例>	当初の請負代金額	12,915,000円(税込)
	増額変更金額	2,100,000円(税込)
	変更後の請負代金額	15,015,000円(税込)
	受領済の前金払の額	5,100,000円
		$15,015,000円 \times 20\% = 3,003,000円$
		$3,003,000円 + 5,100,000円 = 8,103,000円$
		$15,015,000円 \times 60\% = 9,009,000円$
		$8,103,000円 < 9,009,000円$
	中間前払請求可能額	3,000,000円 (10万円未満切り捨て)

この場合、「変更後の請負代金額×20%+受領済の前金払の額」が「変更後の請負代金額×60%」の額を超えていないため、「変更後の請負代金額×20%」が中間前金払の額となる。

②変更契約の内容が減額変更の場合

<例>	当初の請負代金額	12,915,000円(税込)
	減額変更金額	1,050,000円(税込)
	変更後の請負代金額	11,865,000円(税込)
	受領済の前金払の額	5,100,000円
		$11,865,000円 \times 20\% = 2,373,000円$
		$2,373,000円 + 5,100,000円 = 7,473,000円$
		$11,865,000円 \times 60\% = 7,119,000円$
		$7,473,000円 > 7,119,000円$
		$7,119,000円 - 5,100,000円 = 2,019,000円$
	中間前払請求可能額	2,000,000円 (10万円未満切り捨て)

この場合、「変更後の請負代金額×20%+受領済の前金払の額」が、「変更後の請負代金額×60%」の額を超えているため、「変更後の請負代金額×60%-受領済の前金払の額」が中間前金払の額となる。

③当初の設計金額が500万円未満だった工事については、その後増額変更により請負代金額が500万円以上となっても中間前金払の対象とはしない。当初の設計金額が500万円以上だった工事が減額変更により請負代金額が500万円未満となった場合でも中間前金払の対象となる。

7. 変更契約により工期が延長になった場合

- ・変更後の工期（延長後の工期）の2分の1とする。

8. 部分払との関係

- ・建設工事請負契約約款に部分払の規定がある場合に限り、中間前金払後に部分払の請求をすることは可能。ただし、部分払後は中間前金払の請求はできない。（複数年にわたる契約で前年度に部分払をしたときはこの限りでない。）